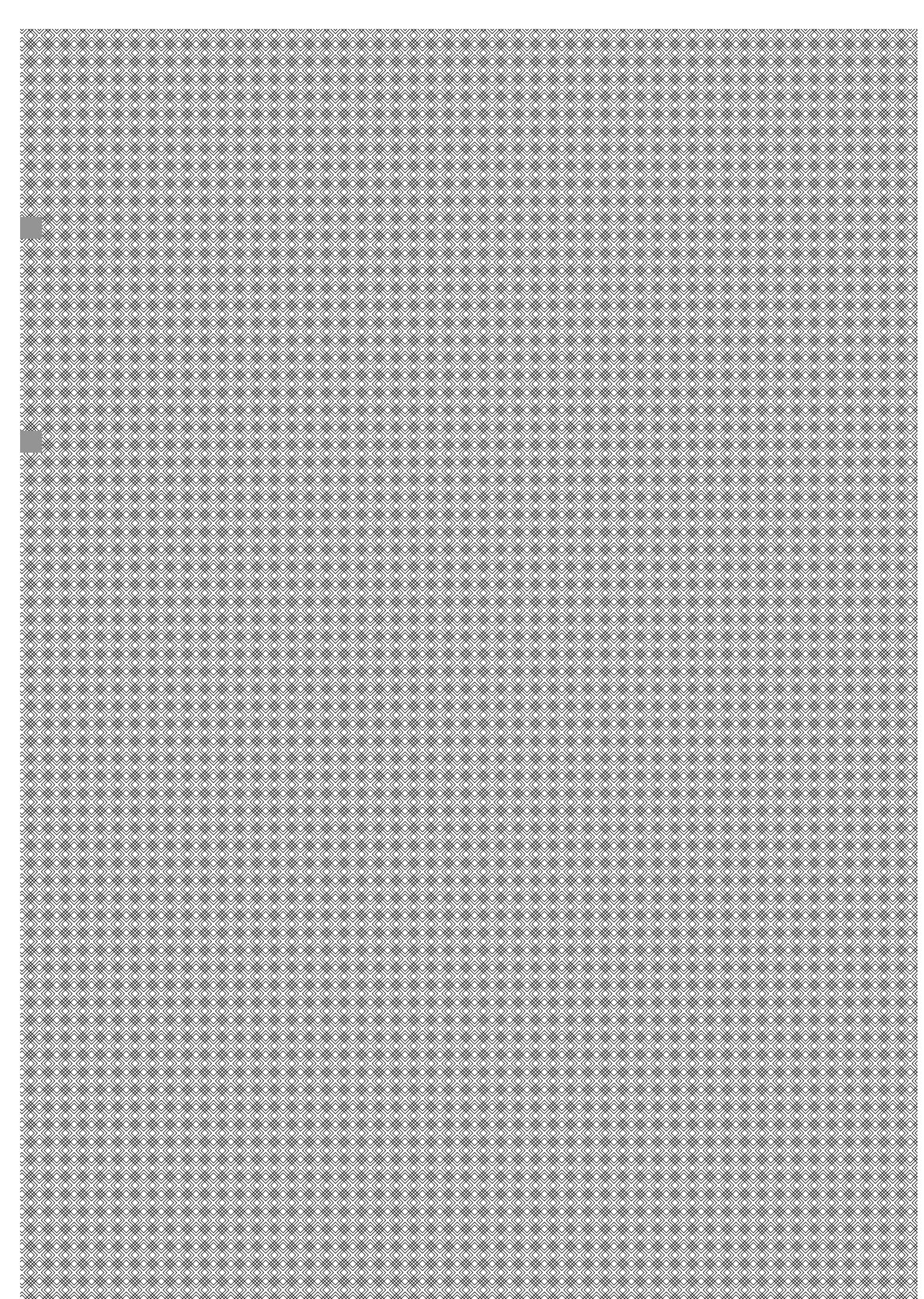


Z—72—G

酒税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙はホチキス留めから絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和4年4月8日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「G1～G7」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



[第一問] — 30 点—

酒類製造者甲はA製造場において、酒類製造者乙はB製造場において、清酒の製造免許を受けている。

甲は、乙から清酒の製造を受託し、A製造場において製造した清酒について、毎月定期的に乙のB製造場に移出している。乙は、A製造場から移入した清酒について、自社の商標を表示して、商品として移出している。

上記を前提として、次の問1～問4の間に答えなさい。

問1 酒類の製造者は、原則として、その製造場から移出した酒類について酒税を納付する義務があるが、一定の要件を満たした場合には、酒税を免除して移出すること(以下「未納税移出」という。)が可能となる。酒税法上、未納税移出が認められている趣旨について説明しなさい。

問2 A製造場からB製造場への清酒の移出について、甲が未納税移出の適用を受ける場合の手続を説明しなさい。また、乙における手続についても説明しなさい。

問3 甲は、A製造場からB製造場への清酒の未納税移出について、毎月定期的に発生することから、手続を簡素化したいと考えている。この場合の甲の手続について、説明しなさい。

問4 甲は、A製造場において製造した清酒について、原料用酒類とする目的で、乙のB製造場に未納税移出しようとしたところ、輸送の事情により、清酒がA製造場からの移出後、B製造場に移入されるまでに相当の日数を要することとなった。当該移出に係る納税申告書の提出期限から、4週間で乙から当該取引に係る書面が送付される予定であるが、この場合の酒税の免除を受けるための甲の手続について説明しなさい。

[第二問] — 70 点 —

次の【資料】に基づき、甲株式会社が製造している酒類について、商品 A から商品 H の品目及びその判定理由を述べるとともに、同社に係る令和 4 年 8 月分の納付すべき酒税額について、「① 適用税率」、「② 課税標準数量」、「③ 課税標準数量に対する酒税額」、「④ 控除を受けようとする酒税額」及び「⑤ 納付すべき酒税額」に関して、計算過程を明らかにして求めなさい。

なお、酒税法第 29 条《輸出免税》及び租税特別措置法第 87 条の 6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の適用を受けることができる場合には、当該適用を受けるものとする。

また、酒税法第 30 条《戻入れの場合の酒税額の控除等》の適用がある場合には、令和 4 年 8 月分の酒税納税申告書に記載する酒税額の合計額から控除すること。

【資料】

- 1 甲株式会社は、平成 20 年までに、その製造場の所在地(山形県)の所轄税務署長から全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。
- 2 甲株式会社は、東日本大震災の被害は受けていない。
- 3 製造場の所轄税務署長に対する手続を要するものについては、全て適正に行われている。
- 4 甲株式会社は、令和 3 年 7 月 1 日に、租税特別措置法第 87 条の 6《輸出酒類販売場から移出する酒類に係る酒税の免税》の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている。
- 5 甲株式会社が、令和 4 年 4 月以降に製造している酒類の原料及び製造方法等は、別に記載のあるものを除き、次表のとおりである。

商品名	原料及び製造方法等
A	麦芽 950 kg、ホップ 20 kg、麦 720 kg、シナモン 10 kg 及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分 4.0 度、エキス分 2.0 度)に、ぶどう 40 kg を加えて発酵させた酒類で発泡性を有する酒類(アルコール分 4.5 度、エキス分 3.0 度)
B	米 400 kg、米こうじ 160 kg(こうじ米の重量 140 kg)に、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 96.0 度)し水を加えて製造した酒類 200 ℥(アルコール分 40.0 度、エキス分 1.0 度)を加えた酒類(アルコール分 16.0 度、エキス分 40.0 度)
C	いちご 500 kg(含有する糖類の重量 150 kg)及び水を原料として発酵させた酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度)に、オークチップ 10 kg を浸してその成分を浸出させた酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 6.0 度)を連続式蒸留機以外の蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 45.0 度)して水を加えた酒類(アルコール分 10.0 度、エキス分 1.0 度)

D	米 1,000 kg、米こうじ 420 kg(こうじ米の重量 400 kg)、清酒かす 700 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 13.0 度、エキス分 4.0 度)を連続式蒸留機以外の蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 90.0 度)して水を加えた酒類(アルコール分 30.0 度、エキス分 0.0 度)
E	ぶどう 200 kg(含有する糖類の重量 30 kg)、ぶどう糖 10 kg 及び水を原料として発酵させた酒類 250 ℥(アルコール分 6.0 度、エキス分 6.0 度)に、分蜜をしない砂糖(さとうきびの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却した砂糖で、糖度が 89 度)200 kg 及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留(留出時のアルコール分 90.0 度)し水を加えて製造した酒類 100 ℥(アルコール分 37.0 度、エキス分 1.0 度)及び水を加えた酒類 450 ℥(アルコール分 10.0 度、エキス分 3.0 度)
F	米 1,000 kg、米こうじ 500 kg(こうじ米の重量 460 kg)、カラメル 10 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 15.0 度、エキス分 4.0 度)
G	米 1,500 kg、米こうじ 420 kg(こうじ米の重量 400 kg)、アミノ酸塩 10 kg 及び水を原料として発酵させてこした酒類(アルコール分 16.0 度、エキス分 5.0 度)に炭酸水を加えた発泡性を有する酒類(アルコール分 8.0 度、エキス分 3.0 度)
H	糖類 200 kg、ホップ 10 kg、たんぱく質物分解物 50 kg(大豆を原料とするもの)、酵母エキス 2 kg 及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類(アルコール分 5.0 度、エキス分 2.0 度)

6 甲株式会社の令和3年度中(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の課税移出数量、令和4年4月から令和4年7月までの課税移出数量及び令和4年8月中の移出数量は、次表のとおりである。

なお、「令和3年度中(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の課税移出数量の内訳」及び「令和4年4月から令和4年7月までの課税移出数量の内訳」の数量は、同期間に課税移出した酒類を戻し入れた数量を控除した後の数量である。

また、「令和4年8月中の移出数量の内訳」には、7～12に記載の事項による移出数量及び課税移出した酒類を戻し入れた数量は含まれていない。

商品名	令和3年度中(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の課税移出数量の内訳	令和4年4月から令和4年7月までの課税移出数量の内訳	令和4年8月中の移出数量の内訳	
			容器の容量	ケース、本数等
A	kℓ 700	kℓ 160	mℓ 330	20,000 ケース(24本入り)
B	800	200	350	10,000 ケース(24本入り)
C	1,400	150	720	12,000 ケース(4本入り)
D	1,200	140	1,000	20,000 ケース(8本入り)
E	1,100	20	750	10,000 ケース(4本入り)
F	900	10	720	15,000 ケース(4本入り)
G	500	190	350	12,000 ケース(24本入り)
H	1,500	180	750	3,000 ケース(6本入り)
I	-	-	1,000	2,000 ケース(10本入り)

7 商品Aについては、令和4年8月2日に乙販売場(租税特別措置法第87条の6の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている。)において、日本人旅行客に対して10ℓを試飲させ、また、外国人旅行客に対して20ℓを試飲させた。

8 商品Bについては、令和4年8月18日に外国で行われた輸出商談会において外国人のバイヤーに試飲させる目的で、令和4年8月12日に製造場から20本(容器の容量350mℓ)を輸出した。なお、当該輸出商談会において、16本は外国人のバイヤーが飲用し、3本は日本人の商談会関係者が飲用し、また、1本は甲株式会社の代表者が飲用した。

9 甲株式会社は、丙支店(販売する酒類の範囲及びその販売方法につき条件を付されていない酒類販売業免許を受けている。)において、他の酒類製造者が課税移出した商品X(商品Xの原料及び製造方法等は商品Aと同一である。)を仕入れ、得意先に販売したが、得意先から返品され、返品を受けた当該商品X200ℓを令和4年8月17日に丙支店に移入した。

10 商品Dについては、令和4年7月20日に課税移出した400本(容器の容量1,000mℓ)のうち、令和4年8月2日に100本が製造場に返品され、令和4年8月4日に50本が丙支店に返品された。また、丙支店に返品された50本のうち10本を令和4年8月5日に乙販売場に移入した。

11 商品 I (アルコール分 12.0 度、エキス分 21.5 度、発泡性なし)については、丁製造者(製造場所在地は山形県)が移出した商品 Y $10 \text{ k}\ell$ と自社で製造した商品 G $10 \text{ k}\ell$ を令和 4 年 8 月 12 日に混和した酒類である。商品 Y は丁製造者が課税移出した酒類 $10 \text{ k}\ell$ (租税特別措置法第 87 条及び第 87 条の 4 の適用は受けていない。)を令和 4 年 8 月 10 日に製造場に移入した酒類であり、商品 Y の原料及び製造方法等は商品 B と同一である。

12 商品 G については、輸出する目的で令和 4 年 8 月 30 日に 300 本(容器の容量 $350 \text{ m}\ell$)を製造場から移出した。

【参考資料】

I 酒税法(抄)

第23条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 十五万五千円
 - 二 酿造酒類 十万円
 - 三 蒸留酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 混成酒類 二十万円(アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
- 2 発泡性酒類のうちその他の発泡性酒類に係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき十万円とする。
- 3 蒸留酒類のうちウイスキー、ブランデー及びスピリットであつてアルコール分が三十七度未満のものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき三十七万円とする。
- 4 混成酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 合成清酒 十万円
 - 二 みりん及び雑酒(その性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものに限る。) 二万円
 - 三 甘味果実酒及びリキュール 十二万円(アルコール分が十三度以上のものにあつては、十二万円にアルコール分が十二度を超える一度ごとに一万円を加えた金額)
 - 四 粉末酒 三十九万円

II 附則〔平成二九年三月三一日法律第四号〕(抄)

第36条 令和二年十月一日から令和五年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる発泡性酒類(新酒税法第三条第三号に規定する発泡性酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)及び醸造酒類(新酒税法第三条第四号に規定する醸造酒類をいう。以下附則第三十九条までにおいて同じ。)に係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。

- 一 発泡性酒類 二十万円
 - 二 酿造酒類 十二万円
- 2 前項の発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項及び第二項並びに前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の五十未満二十五以上のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十六万七千百二十五円

- 二 発泡酒(原料中麦芽の重量が水以外の原料の重量の百分の二十五未満のものでアルコール分が十度未満のものに限る。) 十三万四千二百五十円
- 三 その他の発泡性酒類(附則第三十四条の規定により読み替えて適用される新酒税法第三条第三号ハに規定するその他の発泡性酒類をいう。次号及び第五項第三号において同じ。)(旧酒税法第二十三条第二項第三号イ及びロに掲げるものに該当するものに限る。) 十万八千円
- 四 その他の発泡性酒類(ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたものを除く。) 八万円
- 3 第一項の醸造酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、新酒税法第二十三条第一項の規定及び第一項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 清酒 十一万円
- 二 果実酒 九万円

III 租税特別措置法(抄)

- 第 87 条の 2 酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる酒税法第三条第五号に規定する蒸留酒類(同号ホに掲げる酒類及び発泡性を有するものを除く。)及び同条第二十一号に規定するリキュール(発泡性を有するものを除く。)でアルコール分(同条第一号に規定するアルコール分をいう。以下この条において同じ。)が十三度未満のもの(リキュールについては、アルコール分が十二度未満のものに限る。)に係る酒税の税率は、同法第二十三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。
- 一 アルコール分が十一度未満のもの 十万円
- 二 アルコール分が十一度以上十三度未満のもの 十万円にアルコール分が十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額

IV 附則[平成二九年三月三一日法律第四号](抄)

- 第 91 条 別段の定めがあるものを除き、令和二年十月一日前に課した、又は課すべきであった旧租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る酒税については、なお従前の例による。
- 2 令和二年十月一日から令和八年九月三十日までの間に酒類の製造場から移出され、又は保稅地域から引き取られる新租税特別措置法第八十七条の二に規定する蒸留酒類及びリキュールに係る同条の規定の適用については、同条第一号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、同条第二号中「十一度」とあるのは「九度」と、「十万円」とあるのは「八万円」と、「十度」とあるのは「八度」とする。